

水産食料品製造業における食品加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	8~9	第2工場包装室内に於いて、練り製品ラミ入れ作業中、製品の位置を直そうとして機械内部に右手を入れてしまい、右手第二指第一関節付近をカッター一部に挟み、4針縫う怪我を負った。	28~299	100
1	12~13	工場内スライス室において、スライサーの洗浄作業をしている際に、スライサーの刃に不用意に動かした右手人指し指が触れてしまい、指先を3mm程度切断してしまった（4針縫合）。機械は停止している状態で行ったが、手袋はあるものの着用していなかった。	28~299	100
1	13~14	ペットフード原料製造開始前に、麺切り機のアルコール洗浄する際、電源を切らず安全ガードカバーをはずして行ったため、ローラーに右手を挟まれてしまった。	26~99	50
1	1~2	粉碎工程にて運転不調があり、被災者が支援に入った。乾燥機出口のサイクロン下部ロータリーバルブからの粉末排出が悪いため確認しようと、出口側のパイプから右手を入れたところ、ロータリーバルブの回転体に中指を挟まれた。	25~299	100
1	10~11	弊社工場内包装室天ぷら2号ラインピロー包装機にて、包装紙切替作業中にカッター部分に指を挟まれ、右手中指先端を切断した。	23~99	50
2	8~9	工場内製造一課にて冷凍スリ身をブロックカッター機械で裁断していたが本来ならスリ身を戻さないが、きちんと切れなかったため押し戻した際、上から降りてくる刃に指が触れ右手人差し指骨折裂傷してしまった。	47~99	50
		本社工場内において、ワカメカット作業中、フレッシュワカメカット作業からボーイ		

2	9~10	ルワカメカットに切り替えるため、刃を外し洗浄作業を行う。刃の清掃作業が終了し、次の作業のための刃を取り付ける。刃を取り付けた後、若布の残骸に気づき機械に手を入れ左人差し指を切断する。（安全カバーのセンサーが不具合を起こしていた。）被災者は、刃を取り付けたことを忘れていた。また通常はスイッチを入れた状態で手を入れると、安全カバーが外れた状態では作動はしない。	50	30 ~ 49
2	10~11	加工場内の作業場で、バンドソー機械で魚をカットしている時に、魚が機械の刃の部分に挟まった為、機械を止めて取り除こうとした際に誤って右手の中指を切ってしまった。作業中は厚手の革手袋を着用しているが、手袋をつけたままでは魚片を取り除けなかった為はずしていた。	35	50 ~ 99
3	8~9	工場内のねぎとろ製造場内において、ねぎとろの製造をするためにサイレントカッターを回転させていたところ、誤って右手が接触し負傷した。	62	10 ~ 29
3	11~12	当社前処理室でヒレ取り機で鮭のヒレを取る作業中、誤って左手の人さし指の爪を切った。	32	50 ~ 99
3	9~10	被災者は製造課味付担当主任であるが、当日は包装機の作業に加わっていた。朝、生産開始されるラインにて海苔の切断状況等の確認中、海苔送り爪の不良ヶ所を発見し、様子を見ようとしゃがみ込み覗き込んだところ、手を出してしまい、回転していた海苔送りチェーンとスプロケットに右手人差し指から小指まで挟まれ負傷した。	38	50 ~ 99
4	14~15	工場でイカの耳をリングスライサーで処理してるとき、イカの耳が下のベルトにはさまっているのを取ろうとし、誤って左の薬指を負傷した。	27	100 ~ 299
4	10~11	製造2課1号笹かま成形ラインで、笹かま成形作業中、串抜けトラブルセンサーが点滅したため確認したところ、2本抜けていた。1本は床に落下していたが、もう1本は串搬送ポケット部に落下しているのを発見し、生肉の下に串があると思い、肉を素手で取り除こうとした際、隙間に指が入り巻き込まれ負傷した。	19	100 ~ 299
		当社工場内において、グラインダーを使った冷凍魚の成形加工中に、魚が少し溶け		100

4	17～ 18	ていた事が原因で、手に持っていた魚が横滑りしてしまい、回転している刃物に左手前腕部が接触して負傷した。	22～ 299
4	9～ 10	ライン生産中に、坐り機内のかすをヘラで取ろうとして、稼働（回っている）している坐り機内に左腕を入れたところ、作業服がベルトギアに巻き込まれてしまい左腕上腕部（二の腕）、左脇腹を挫創した。	29～ 499
4	13～ 14	当社工場内に於いて、のりをカットする機械で、材料の端切のつまる部分を掃除しようとローラーを拭く際に手に持っていた布が滑り、右手くすり指が機械のミシン目刃にあたり、切傷を負った。	10 44～ 29
5	15～ 16	冷凍魚の加工中、持っていた魚の節が滑り、機械の先丸に右親指を当てて怪我をした。	10 29～ 29
5	10～ 11	だし用鰹節原料処理の粉碎工程にて、削り節を粉碎機上部のホッパーに投入作業中、ホッパー内部で原料の詰りが発生し、機械が稼働した状態で怪我防止用網枠を開け手を入れた時、送りスクリーフフィダーに左手中指の先を挟み込まれてしまった。	59—
5	16～ 17	工場内にて、グラインダーで4ツ割りのマグロを、右手で頭を持ち、左手で尾を持ち、皮を削る作業をしていた。マグロを前後させて削っていたとき、頭の骨がグラインダーの刃に引っ張られ、右手甲を裂創した。	30 48～ 49
5	10～ 11	充填室で茶碗蒸しを製造している時、トップフィルムを押える棒でフィルムが既定位置よりずれていた為、ズレを直す為にフィルムに手を掛け調整していたが、目を離した際にフィルムと一緒に手が持って行かれ、棒とバケットの間に入ってしまった。	30 31～ 49
5	11～ 12	工場内で製造を行っている際に、そばが切刃に引っ掛かっているのを取り除こうと機械を止めずに指を入れ、切断された。	100 33～ 299
6	16～	派遣先水産加工会社工場にて、グラインダー作業中に誤って手が滑り、左手の薬指と小指を切傷した。（血合い取り作業中、トンボマグロだったため油が多くて	10 40～

	17	滑った。)		29
6	16~ 17	工場内にて生産中に、裁断機第二カッター下のスプロケット（歯車）に挟まった揉み海苔片を機械停止せずに手で取り除こうとし、右手中指爪の付け根を駆動中のスプロケットとローラーチェーンに挟まれ裂傷、切断した。	59	100 ~ 299
6	16~ 17	当社作業所において、冷凍マグロの加工で、当て板を当てて6cmにブックカットしている時に、400S機の刃に指が触れ、事故が起きてしまった。	21	30 ~ 49
6	9~ 10	自社加工場内で、外部より裁断（カット）依頼された冷凍鮪を小型帯鋸盤（バンドソー）を使い、約10cm間隔にカットする作業をしていた時に誤って滑ってしまい、右手人差し指を負傷してしまった。発生当時、安全防具のメッシュ手袋を着用していなかった。また、外部のお客様に早く作業するよう急かされて焦ってしまった。	37	50 ~ 99
6	13~ 14	加工場内で、整形機を使い冷凍鯉の削り作業中、誤って整形刃に接触してしまい、右手前腕部を負傷してしまった。安全防具のステンレスメッシュ手袋は着用していた。	35	50 ~ 99
7	8~9	本社工場の加工場にて、成型機（先丸カッター）によるヒレカット作業中、機械上部に加工原料を置くため、加工原料を両手で持ち身体を機械に近づけた時、カッター一部が前掛けに接触することで巻き込まれてしまい、腹部右側上皮を約10cm×20cm範囲で損傷した。本来は、加工原料を機械上部に置くことは禁止された行為であった。又、本人の前掛けの着用の仕方が、きつくしっかりと前掛けのひもを縛っておらず、前掛けがダブついていたことも原因であった。	19	10 ~ 29
7	9~10	魚肉ミキサー機で魚肉をミンチにする際一旦機械をSTOPさせて、ミキサーが完全に止まる前に取り出そうと右手を入れて事故となった。	58	1~ 9
7	18~ 19	作業中、採肉機で中おちの端材を引いているとき、話をしているよそ見をした瞬間に、右手が原料ごと機械に持っていかれ、右手肘まで機械の中に入ってしまった。安全教育済みであったが、原料を押し込める際にT字棒を使用していなかった。	22	100 ~ 299
		工場内でアジの皮引きを行う際、ベルトにのせてアジフィレを流し、別の労働者が		

7	12～ 13	皮引き後のフィレ受け取りを行っていたときに、皮引きがうまくいかず行き詰まり、止まってしまった。行き詰まりを解消するために手を入れたときに戻って、巻き込み口に手が接触し、巻き込んだ手袋に引っ張られて、手を巻き込んでしまい、手の甲の皮が手首付近まで捻れた。	20	～ 49
7	14～ 15	冷凍鰹をグラインダーで整形中、メッシュ手袋着用を怠り、誤って左手親指を回転盤に接触させ裂傷を負った。一瞬のことで、本人もどうして接触したかは、定かでないとのことである。	30	～ 29
7	17～ 18	事業場において、冷凍魚を切断中、誤って右手親指がバンドソーに触れてしまい、指を切ってしまった。	30	～ 29
7	15～ 16	被災者は、ミンチ作業終了後、通常通り電源を落とし、ミートチョッパーを分解して亀の子タワシでこすり洗いしていた。機械本体上部のスクリューを洗っているときに、機械本体とスクリューの隙間に右手小指が入ったため、慌てて引き抜いたところ、スクリューの縁で小指上部を裂傷した。	31	～ 499
9	10～ 11	当社工場乾燥した昆布の両端を専用機で裁断しているときに、誤って左人差し指を負傷した。	22	～ 29
9	13～ 14	当日は、フレッシュ若芽カット作業を行っていた。午後の作業開始直後、裁断していた若芽が刃の部分に詰まったため、安全カバーを右手で持ち上げて電源を切り、設備をOFFにして左手で詰まりを取り除こうとした。刃がすぐに止まらないことを注意しないで手を刃の部分に入れてしまい、まだ止まっていない刃に、左手指が切断された。	38	～ 49
9	9～ 10	カニカマ用の真空パックを平らにする（延ばしの状態にする）ために、圧縮ベルト（上下にゴム製ローラがあるその間に真空パックを挿入する）に、右手で真空パックを挿入設定していたが、設定の調整の際にスイッチを一時停止にしないまま行った為、右手が圧縮ベルトに挟まれてしまい負傷したもの。	48	～ 29
9	16～	第1工場第四作業室味付4ラインにおいて作業終了後、機械を停止せず海苔集積ローラー下部をスタンダード（清掃用布）で清掃中、スタンダードと共に左手を駆	27	～ 300

	17	動チェーンに巻き込まれ負傷した。		499
9	7~8	天ぷらの機械のギアを入れるときに刃の下に手を置いていたので、刃にはさまって右手の親指の先がつぶれた。	45	30 ~ 49
10	10~ 11	工場内の攪拌作業前にて、攪拌電源を作動したまま攪拌機の中に付着していた水滴を拭こうとして誤って手を入れた為、右手を負傷。	64	10 ~ 29
10	11~ 12	当社作業所において、小鋸機A-16を使用して冷凍マグロの血合い部分をカットしている際に、出たカスを手で払おうとしてうっかり刃に触れ、左手親指を切った。	27	30 ~ 49
11	11~ 12	当社脱甲工場内で、カニの甲羅を外す作業中、脱甲機のレーンにカニが流れて来るのを待っている時、動いている脱甲機のレーンの上に右手を置いてしまい、右手親指先を機械に巻き込んでしまった。出血も少なく、痛みもなかったのではばらく様子を見ていたが、右手全体が腫れてきたので病院へ行った。	20	50 ~ 99
11	16~ 17	工場1階作業場で、昆布の切断作業をしている時、昆布と一緒に右手人差し指から小指までを、切断機に巻き込まれた。事故原因は、昆布切断機の回転刃を覆っている安全装置のカバーを外し、又自動停止スイッチをオフにしていたためと考えられる。	47	10 ~ 29
11	8~9	低温加工処理室において、冷凍鰹の血合い取り作業中に、整形機械の先丸型カッターに触れ右手親指第1部位の皮膚が剥離し出血した。当日は、朝から70kgの冷凍鰹の整形、血合い取り作業であったが、雌節焼玉を押し込んで引く際に雌節の内臓跡部分に亀裂が入り、その反動で先丸刃に傷病部位も接触し皮膚が剥離し出血するに至った。	32	30 ~ 49
12	17~18	加工場内で、バンドソーを使用して冷凍マグロの加工作業中、誤って手を滑らせ、右手親指がバンドソーの刃に接触し負傷した（メッシュ保護手袋未着用）。	41	30 ~ 49
		釜あげしらすトップシール機（チェーン駆動の可動機）において、トレー圧着部の		30

12	10~11	しらすを取り除く作業を行っているとき、トレー上の異物を追いかけて、圧着ローラーに指が巻き込まれてしまった。	48~ 49
----	-------	---	-----------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html